



農福連携について



～ これから農福連携に取り組む皆様へ ～

- 「農福連携」とは、障害者の方々が農業分野での活躍を通じ、自信や生きがいをもって社会参画を実現していく取組です。年々高齢化している農業現場の新しい働き手となり、農業経営の発展と障害者の生活の質の向上につながる可能性が期待され、地域共生社会の実現を図る重要な取組となっています。
- 茨城県内でも、行政を始め農業関係者、福祉関係者の皆様が農福連携に取り組んでいます。
- 茨城県拠点からは、これから農福連携に取り組みたいとお考えの皆様に留意点と関係機関を、以下のとおりご紹介します。

1. 農福連携を行う上での留意点 (関係機関からのアドバイス)

○ 農業者の皆様へ

障害者の方々を有望な人材（即戦力）として働いてもらいたいとお考えかもしれません。

しかし、障害者の方々が農作業等にすぐに馴染むことは難しく、一般に福祉の観点から労働環境整備が必要となるなど、**上手く働いてもらうためには「時間」がかかります。**

収穫・加工等を含め、多岐にわたる作業を障害者が取り組みやすく工夫することで、働き手としての可能性が拡大します。

○ 福祉事業者の皆様へ

福祉事業所におられる指導員の方々も、障害者の方々とともに農作業を体験していただき、**障害者個人の特性に配慮して作業を割り当てることが重要**です。

※農業者、福祉事業者の双方がお互いの立場を理解し、障害者等の適性を見て、長い目で見て取り組むと上手く行く傾向があります。

まずは、茨城県共同受発注センター（茨城県心身障害者福祉協会）のマッチングと茨城県農地局農村計画課が開催する体験会を活用してみませんか？

2. 茨城県内等の関係機関

農福連携を支援する団体・機関とその業務・活動等は、以下のとおりです。
お気軽に問合せください。

団体・ 機関名	業務・活動等	連絡先、HP
茨城県	◆ 農福連携の推進、相談対応、及び農作業体験会の開催 農林水産部農地局 農村計画課 各農林事務所 経営・普及部門 地域農業改良普及センター	農村計画課（農村総合計画担当） TEL：029-301-4155 各農林事務所 HP：https://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/nourinsuisan/desaki_index.html 
茨城県 （茨城県心身障害者福祉協会） 共同受発注センター	◆ 農福連携に取り組みたい農業者と福祉事業者のマッチング、相談の受付等。 ◆ 農福連携を担当する農福連携アドバイザーがいます。	TEL：029-243-3022 HP：https://kyodojuhacchu.pref.ibaraki.jp 
関東農政局	農 村 振 興 部 都 市 農 村 交 流 課 ◆ 農林水産省の農福連携に関する支援事業の相談。 ◆ 関東ブロック農福連携推進協議会の事務局。障害者就労に関する情報発信、セミナー等の開催。	TEL：048-740-0480 HP：https://www.maff.go.jp/kanto/keiei/keiei/shougai/indxt.html 
	茨城県 地方参事官室 ◆ 農政全般の相談の受付。農林水産省の農福連携に関する支援事業の紹介。（支援事業については、次ページ以降を参照してください。）	TEL：029-221-2185 HP：http://www.maff.go.jp/kanto/chiikinet/ibaraki/index.html 



【この資料の問合せ先】
関東農政局茨城県拠点 地方参事官室
【農福連携 事業担当】
〒310-0061 茨城県水戸市北見町1-9
TEL：029-221-2185

(農福連携型のうち農福連携支援事業)

ハード事業である、農福連携整備事業と併せて実施することも可能です。

農林水産業の生産を行う現場や農林水産物の加工・販売に携わる障害者、生活困窮者、高齢者、福祉事業所の職員等を対象とした取組。

- 専門家の指導による農林水産物の生産技術、加工技術等を習得するための研修、視察、ユニバーサル農園の開設、移動式トイレ(車載トイレ、トイレカー等)のリースによる導入 等



【農産物栽培技術の習得】



【農産物加工技術の習得】



【木工技術の習得】



【先進地視察】



【ユニバーサル農園の初期運営】



【移動式トイレ】

- 分業体制の構築並びに作業手順の図化及びマニュアル作成

農場主	高齢の 軽い人	高齢の 重い人	障害者 社員	細分化した農作業の工程
●				ロータリー
●				施肥
●				マルチ張り
●	●	●		トラクターを西部ハウスから運び出す
●	●	●		トラックからコンテナまで持ちこつて取り置く
●				土の上にマルチを敷く。一つ一つの苗一つ
●				テープでマルチ留め
●				種まきの準備
●				防除
●				苗でマルチを取り取りひっくり返してマルチの上に植える
●		●		取付コンテナにマルチを入れる
●				トラックの荷台にコンテナを運搬
●				トラックの荷台にマルチを敷きコンテナに入れる
●				コンテナを駐車場からトラック上に積む(必ず駐車場所に運ぶ)
●				毎朝事務所ではマルチをトラックから運ぶ
●				ハウスの中のマルチを振く
●				コンテナのマルチを取出し作業場に植える
●				マルチをビニールで覆ふ、袋に入れる
●				袋にバーコードを貼る
●				袋の口をテープで閉める
●				出荷前に8区から9区のマチを入れる
●				出荷前、各販売店様に6区で預けていく
●				(6区は10月1日以前に確保する)



- 事業実施期間は3年間（うち補助対象は初年度及び2年度目まで）

4. 地域資源活用価値創出整備事業（農福連携型）

整備事業では、ハード事業を実施することができます。

原則、ソフト事業の農福連携支援事業と併せて実施する必要があります。ただし、従前から十分な生産技術を有し、ソフト事業なしでも事業目標の達成が確実と見込まれる場合に限りハード単独での実施が可能です。

- 障害者、生活困窮者、高齢者が作業に携わる農園や施設、または作業に従事するために必要な施設の整備。

【簡易整備】

比較的安価な設備投資による農林水産物生産施設(簡易な農園整備を含む。以下同じ。)及び附帯施設(休憩施設、トイレ、安全設備等。以下同じ)。

【介護・機能維持】

高齢者の介護、機能維持、機能改善等の介護福祉を目的とした農林水産物生産施設及び附帯施設。

【高度経営】

収益性の高い複合的な経営形態の導入または農林水産物の生産、加工、販売等を併せて行う農林水産物生産施設、加工・販売施設及び附帯施設。

【経営支援】

農福連携の取組を通じて経営改善を積極的に進めるために必要となる農林水産物生産施設、加工・販売施設及び附帯施設。



【低コスト耐候性ハウス】



【水耕栽培施設】



【農林水産物加工施設】



【休憩所】



【農機具格納庫】

- 事業実施期間は3年間（うち補助対象は初年度から2年度目まで）